

目

次

頁

第 29 号議案	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例	186
第 30 号議案	埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	190
第 31 号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	191
第 32 号議案	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	192
第 33 号議案	埼玉県県民健康福祉村条例を廃止する条例	199
第 34 号議案	さいたまスーパーアリーナ条例の一部を改正する条例	200
第 35 号議案	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	204
第 36 号議案	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例	207
第 37 号議案	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例	209
第 38 号議案	埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	211
第 39 号議案	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	213
第 40 号議案	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	215
第 41 号議案	学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	216
第 42 号議案	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	234
第 43 号議案	埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例	235
第 44 号議案	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	236
第 45 号議案	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	239

第二十九号議案

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県土砂の堆積による土壤の汚染の防止に関する条例

目次及び第一章の章名を削る。

第一条中「排出、たい積等」を「堆積」に、「無秩序な土砂のたい積」を「土砂の堆積による土壤の汚染」に改め、「生活の安全の確保及び」を削る。

第二条第四号中「たい積」を「堆積」に改める。

第三条第一項中「無秩序な土砂のたい積」を「土砂の堆積による土壤の汚染」に改め、同条第二項中「無秩序な土砂のたい積」を「土砂の堆積による土壤の汚染」に、「たい積を監視」を「堆積を監視」に改める。

第四条中「発注者は」の下に「、土砂の堆積による土壤の汚染を防止するため」を加える。

第五条中「元請負人は」の下に「、土砂の堆積による土壤の汚染を防止するため」を加える。

第二章、第三章の章名及び第十四条を削る。

第十五条（見出しを含む。）中「たい積」を「堆積」に改め、同条を第六条とする。

第十六章から第二十五条までを削る。

第二十六条の見出し中「たい積」を「堆積」に改め、同条中「許可事業者は、当該許可に係る」を「土砂の堆積を行う者は、当該」に、「たい積」を「堆積」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、次に掲げる土砂の堆積については、この限りでない。

- 一 土砂の堆積に係る土地の区域の面積が三千平方メートル未満の土砂の堆積
- 二 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂の堆積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの
- 三 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂の堆積であつて、規則の定めるところにより、知事に届け出たもの
- 四 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂の堆積による土壤の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂の堆積
- 五 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積

六 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の堆積

七 その他土砂の堆積による土壤の汚染のおそれがないものとして規則で定める土砂の堆積

第二十六条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(関係書類の閲覧)

第八条 土砂の堆積を行う者は、規則の定めるところにより、当該土砂の堆積を行つてゐる間、前条本文の規定により知事に届け出た書類の写しを、土砂の堆積に關し生活環境の保全上利害關係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならぬ。

第二十七条、第四章、第五章の章名、第三十一条及び第三十二条を削る。

第三十三条中「たい積」を「堆積」に改め、同条を第九条とする。

第三十四条第一項中「たい積」を「堆積」に改め、同条を第十条とする。

第三十五条中「無秩序な土砂のたい積」を「土砂の堆積による土壤の汚染」に改め、同条を第十一条とする。

第三十六条中「第三章、前章並びに第三十一条及び第三十二条」を「第六条から第八条まで」に改め、同条を第十二条とする。

第三十七条を第十三条とする。

第六章の章名及び第三十八条を削る。

第三十九条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「第十五条第二項若しくは第三項又は第三十一条第一項」を「第六条第二項又は第三項」に改め、同条を第十四条とする。

第四十条を削る。

第四十一条第一号中「第六条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条」を「第七条」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第三十三条」を「第九条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第三十四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第十五条とする。

第四十二条を削る。

第四十三条に見出しとして「(両罰規定)」を付し、同条中「第三十八条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第十六条とする。

附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者（令和六年六月一日以降に当該届出に係る建設工事の請負契約を締結した者及び施行日前に当該届出に係る旧条例第十三条の規定による届出を行つた者を除く。）に関する旧条例第八条、第十一条から第十三条まで、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第十六条第一項又は第十九条第一項の許可を受けて行われている土砂の堆積に関する旧条例第十四条、第十八条から第二十七条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（当該許可の期間が満了する日までに旧条例第三十一条の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例第十六条第一項又は第十九条第一項の許可の申請があつた場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に、却下されたものとみなす。
- 5 施行日前に旧条例第十六条第一項又は第十九条第一項の規定に違反して行われた土砂の堆積に関する旧条例第十四条、第三十一条第二項及び第三十二条から第三十四条までの規定の適用については、なお従前の例によることができる。
- 6 施行日前にされた旧条例第三十一条第二項の規定による命令を受けた者に対する旧条例第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第二十八条第一項の規定による指定がされている土砂の搬入を禁止する土地の区域に関する旧条例第二十八条から第三十条まで、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 8 施行日前にした行為及び附則第二項、第三項及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （埼玉県景観条例の一部改正）
- 9 埼玉県景観条例（平成十九年埼玉県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を「埼玉県土砂の堆積による土壤の汚染の防止に関する条例」に改める。

令和七年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することにより、危険な盛土等が包括的に規制されること等を踏まえ、土砂の堆積等に係る規制を廃止するとともに、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第三十号議案

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県民生委員の定数を定める条例（平成二十六年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表行田市の項中「百六十七人」を「百七十人」に改め、同表飯能市の項中「百七十人」を「百六十九人」に改め、同表加須市の項中「二百四十七人」を「三百五十二人」に改め、同表東松山市の項中「百六十二人」を「百六十五人」に改め、同表春日部市の項中「三百四十五人」を「三百四十七人」に改め、同表鴻巣市の項中「二百二人」を「二百三人」に改め、同表深谷市の項中「二百六十八人」を「二百六十九人」に改め、同表上尾市の項中「三百三十人」を「三百三十五人」に改め、同表蕨市の項中「百三十五人」を「百三十四人」に改め、同表久喜市の項中「百九十一人」を「二百九十四人」に改め、同表富士見市の項中「百七十三人」を「百七十人」に改め、同表吉川市の項中「百二十人」を「百二十三人」に改め、同表皆野町の項中「二十八人」を「二十九人」に改め、同表美里町の項中「三十一人」を「三十一人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

令和七年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第三十一号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第四項、第二百四十六条第五項、第三百十三条第四項及び第四百二十五条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年二月十九日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、指定障害福祉サービス等に係る運営に関する基準を改定したいので、この案を提出するものである。

第三十二号議案

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則（第一条）」を「第一章 総則（第一条）

第一章の二 一時保護施設の設備及び運営に関する基準

營に関する基準（第一条の二—第一条の三十六）」に改める。

第一章の次に次の二章を加える。

第一章の二 一時保護施設の設備及び運営に関する基準

（定義）

第一条の二 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「施行令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号。以下この章において「府令」という。）において使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第一条の三 この条例で定める基準（以下この条及び次条において「最低基準」という。）は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護施設）

第一条の四 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第一条の五 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならぬ。

ならない。

4 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれら児童に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けられなければならない。

6 一時保護施設は、入所している児童の安全を確保するため、事故の防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第一条の六 一時保護施設においては、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

3 一時保護施設は、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第一条の七 安全計画の策定等に係る基準は、府令第六条に規定する基準の例によることとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第一条の八 自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、府令第七条に規定する基準の例によることとする。

(入所した児童を取り扱う原則)

第一条の九 入所した児童を取り扱う原則に係る基準は、府令第八条に規定する基準の例によることとする。

(児童の権利擁護)

第一条の十 児童の権利擁護に係る基準は、府令第九条に規定する基準の例によることとする。

(児童の権利の制限)

第一条の十一 児童の権利の制限に係る基準は、府令第十条に規定する基準の例によることとする。

(児童の行動の制限)

第一条の十二 児童の行動の制限に係る基準は、府令第十二条に規定する基準の例によることとする。

(児童の所持品等)

第一条の十三 児童の所持品等に係る基準は、府令第十二条に規定する基準の例によることとする。

(虐待等の禁止)

第一条の十四 虐待等の禁止に係る基準は、府令第十三条に規定する基準の例によることとする。

(業務継続計画の策定等)

第一条の十五 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第一条の十六 一時保護施設の設備の基準は、府令第十五条（同条第九号を除く。）に規定する基準の例によることとする。

- 2 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童又はおおむね六歳以下の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(一時保護施設における職員の一般的要件)

第一条の十七 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならぬ。

(一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等)

第一条の十八 一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等に係る基準は、府令第十七条に規定する基準の例によることとする。

(職員)

第一条の十九 一時保護施設に置くべき職員に係る基準は、府令第十八条に規定する基準の例によることとする。

(夜間の職員配置)

第一条の二十 一時保護施設の夜間の職員配置に係る基準は、府令第十九条に規定する基準の例によることとする。

(一時保護施設の管理者等)

第一条の二十一　一時保護施設の管理者等に係る基準は、府令第二十条に規定する基準の例によることとする。

(児童指導員の資格)

第一条の二十二　児童指導員の資格に係る基準は、府令第二十一条に規定する基準の例によることとする。

(心理療法担当職員の資格)

第一条の二十三　心理療法担当職員の資格に係る基準は、府令第二十二条に規定する基準の例によることとする。

(学習指導員の資格)

第一条の二十四　学習指導員の資格に係る基準は、府令第二十三条に規定する基準の例によることとする。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第一条の二十五　一時保護施設に他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準は、府令第二十四条に規定する基準の例によることとする。

(衛生管理等)

第一条の二十六　一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3　一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しきしなければならない。

4　一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5　一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第一条の二十七　食事に係る基準は、府令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第一条の二十八 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第一条の二十九 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第一条の三十 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等に係る基準は、府令第二十九条に規定する基準の例によることとする。

(関係機関との連携)

第一条の三十一 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第一条の三十二 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する児童の支援に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第一条の三十三 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第一条の三十四 秘密保持等に係る基準は、府令第三十三条に規定する基準の例によることとする。

(苦情への対応)

第一条の三十五 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等から

の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第一条の三十六 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第九十一条の二、第百四十八条の二及び第二百六十五条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九十一条の二第一項、第一百四十八条の二第一項及び第二百六十五条において同じ。）により行うことができる。

第二条中「児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「施行令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）」を「施行令、施行規則」に改める。

第九十一条の二第一項中「（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第一百四十八条の二及び第二百六十五条において同じ。）」及び「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第一百四十八条の二第一項及び第二百六十五条において同じ。）」を削る。

第一百六十四条中「乳児院」の下に「、母子生活支援施設」を加える。

附則第二条中「基準省令」を「基準府省令」に、「基準省令の」を「基準府省令の」に、「基準省令経過措置」を「基準府省令経過措置」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 一時保護施設の設備及び運営に関する基準

附則第三条中「及び基準省令」を「及び基準府省令」に、「基準省令等」を「基準府省令等」に改める。

附則第七条第一項中「基準省令経過措置」を「基準府省令経過措置」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、この条例による改正後の児童福祉法施行条例第一条の十六第二項の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十一条の規定を準用する。

令和七年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正等に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める等したいので、この案を提出するものである。

第三十三号議案

埼玉県県民健康福祉村条例を廃止する条例

埼玉県県民健康福祉村条例（昭和六十二年埼玉県条例第八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和七年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

埼玉県県民健康福祉村を廃止したいので、この案を提出するものである。

第三十四号議案

さいたまスーパーアリーナ条例の一部を改正する条例

さいたまスーパーアリーナ条例（平成十一年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

ホール					メインアリーナ					スタジアム					施設等の名称	利用料金									
料金			超過		料金			超過		料金			基本		料金			超過		料金					
利用	一般	利用	県民	利用	一般	利用	県民	利用	一般	利用	県民	利用	一般	利用	県民		利用	一般	利用	県民	利用	一般	利用	県民	
三〇四、〇〇〇円以下	一〇五、〇〇〇円以下	三、〇三六、〇〇〇円以下	一、〇三九、〇〇〇円以下	平日	八七二、〇〇〇円以下	二九七、〇〇〇円以下	八、七二一、〇〇〇円以下	二、九六八、〇〇〇円以下	一、三八六、〇〇〇円以下	四七三、〇〇〇円以下	一三、八六〇、〇〇〇円以下	四、七三三、〇〇〇円以下	一、三八〇、〇〇〇円以下	一、九八〇、〇〇〇円以下	四五六、〇〇〇円以下	一、三三〇、〇〇〇円以下	平日	四、五四八、〇〇〇円以下	一三、二〇〇、〇〇〇円以下	六八一、〇〇〇円以下	一九、八〇〇、〇〇〇円以下	六、八一〇、〇〇〇円以下	四、五四八、〇〇〇円以下	平日	日曜日・土曜日・休日
四六二、〇〇〇円以下	一五九、〇〇〇円以下	四、六一〇、〇〇〇円以下	一、五八〇、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一、五八〇、〇〇〇円以下	四七三、〇〇〇円以下	一、三八六、〇〇〇円以下	二九七、〇〇〇円以下	八七二、〇〇〇円以下	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用		

コミニティアリ												平日		日曜日・土曜日・休日		
トナ												一、〇一三、〇〇〇円以下		一、一八三、〇〇〇円以下		
料金 基本												料金 超過		料金 基本		
控室〇〇一	樂屋一〇六	樂屋一〇五	樂屋一〇四	樂屋一〇三	樂屋一〇二	樂屋一〇一	多目的室一〇六	多目的室一〇五	多目的室一〇四	多目的室一〇三	多目的室一〇二	多目的室一〇一	多目的室〇〇一	多目的室〇〇二	多目的室〇〇三	多目的室〇〇一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
控室〇〇一	樂屋一〇六	樂屋一〇五	樂屋一〇四	樂屋一〇三	樂屋一〇二	樂屋一〇一	多目的室一〇六	多目的室一〇五	多目的室一〇四	多目的室一〇三	多目的室一〇二	多目的室一〇一	多目的室〇〇一	多目的室〇〇二	多目的室〇〇三	多目的室〇〇一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三三、〇〇〇円以下	一一〇、〇〇〇円以下	一二〇、〇〇〇円以下	一三〇、〇〇〇円以下	一四〇、〇〇〇円以下	一五〇、〇〇〇円以下	一六〇、〇〇〇円以下	一七〇、〇〇〇円以下	一八〇、〇〇〇円以下	一九〇、〇〇〇円以下	二〇〇、〇〇〇円以下	二一〇、〇〇〇円以下	二二〇、〇〇〇円以下	二三〇、〇〇〇円以下	二四〇、〇〇〇円以下	二五〇、〇〇〇円以下	二六〇、〇〇〇円以下
利用	一般	利用	県民	利用	一般	利用	県民	利用	一般	利用	県民	利用	一般	利用	県民	利用
	二九七、〇〇〇円以下	一〇三、〇〇〇円以下	一一九、〇〇〇円以下	三四四、〇〇〇円以下												

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

令和七年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

さいたまスーパーアリーナの利用に係る料金の額の範囲を変更等したいので、この案を提出するものである。

第三十五号議案

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十
一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十七項を次のように改める。

<p>1 法第十八条第一項及び第三十七条第一項の規定による検査</p> <p>2 法第十八条第二項及び第三十七条第二項の規定による中間検査合格証の交付</p> <p>3 法第十九条第一項及び第三十八条第一項の規定による報告の受理</p> <p>4 法第二十条第二項から第四項まで、第二十三条第一項及び第二項、第三十九条第二項から第四項まで並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による命令</p> <p>5 法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十九条第五項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置及び公告</p> <p>6 法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十九条第六項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による費用の徴収</p> <p>7 法第二十二条第二項及び第四十一条第二項の</p>	<p>飯能市、本庄 市</p>
--	---------------------

規定による勧告

- 8 法第二十四条第一項及び第四十三条第一項の規定による立入検査

- 9 法第二十五条及び第四十四条の規定による報告の徵収

二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第十五条规定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）

- 1 法第十八条第一項の規定による検査
2 法第十八条第二項の規定による中間検査合格証の交付

- 3 法第十九条第一項の規定による報告の受理

- 4 法第二十条第二項から第四項まで並びに第二十三条第一項及び第二項の規定による命令

- 5 法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置及び公告

- 6 法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による費用の徵収

- 7 法第二十二条第二項の規定による勧告

- 8 法第二十四条第一項の規定による立入検査

- 9 法第二十五条の規定による報告の徵収

熊谷市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、久喜市、三郷市、坂戸市、吉川市、三芳町、毛呂山町、小川町、松伏町

附 則

この条例は、令和七年七月一日から施行する。

令和七年一月十九日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することに伴い、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたいたので、この案を提出するものである。

第三十六号議案

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）において使用する用語による。

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第三条 法第三十二条に規定する条例で定める特定盛土等の規模は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

2 法第三十二条に規定する条例で定める土石の堆積の規模は、次に掲げるものとする。

一 高さが二メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和七年七月一日から施行する。

令和七年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することにより、特定盛土等が規制されること等を踏まえ、特定盛土等規制区域における許可を要する特定盛土等の規模等を定めたいので、この案を提出するものである。

第三十七号議案

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成二十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び」を「、第六条第一項、第八条第二号、第四号及び第六号並びに」に改める。

第四条第二項中「第十八条まで及び第二十条から第二十四条まで並びに次条」を「第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十五条まで並びに次条、第六条第一項」に改める。

第六条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

別表第一の特別特定建築物の欄に掲げる特別特定建築物（同表の規模の欄に掲げる規模に該当する特別特定建築物のうち、床面積の合計が千平方メートル未満のものに限る。）であつて、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階を有するものにおいては、政令第十四条第二項の規定にかかわらず、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。

第八条各号列記以外の部分中「部分」の下に「（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあつては、いずれか一の経路に係る部分）」を加え、同条第二号、第四号及び第六号中「一以上の経路」を「経路（当該利用居室が政令第十五条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」に改める。

第十条中「第六条第一号ただし書及び」を「第六条第一項ただし書及び第二項第一号ただし書並びに」に改める。

別表第一中「第三条」を「第三条、第六条」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2 この条例による改正後の埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第六条及び第八条

（第一号、第三号及び第五号に係る部分を除く。）（これらの規定を新条例第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号に規定する特別特定建築物をいい、埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例第二条に規定する特定建築物を含む。以下この項において同じ。）に対することを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

令和七年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正等を踏まえ、条例で定める特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準に付加する事項を改める等したいので、この案を提出するものである。

第三十八号議案

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例
(埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第一条 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第六条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条の三第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第八条及び第十八条第二項において同じ。)」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

(在宅勤務等手当)

第八条の二 住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。)の全部を勤務することを命ぜられた職員には、管理者が定めるところにより、在宅勤務等手当を支給する。

第十二条の二第二項中「午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改める。

第十六条の二を削る。

第十七条第二項中「認められた日」の下に「及び管理者が定めるところにより、四週間を超えない範囲内で週を単位として管理者が定める期間ごとの期間につき常時勤務をする職員の一週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」を、「十八日」の下に「(一月間の日数(埼玉県の休日を定める条例(平成元年埼玉県条例第三号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加える。

第二十条第一項中「、第十三条及び第十六条の二」を「及び第十三条」に改める。

第二十一条第一項中「、第六条の三、第九条の二、第九条の三」を削る。

第二十二条第一項中「、第十三条及び第十六条」を「及び第十三条」に、「特定任期付職員」を「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第七条第一項に規定する特定任期付職員(次項におい

て「特定任期付職員」という。」に改める。

(埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、第六条の三、第九条の二、第九条の三」を削り、「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第六条及び第六条の三第二号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

令和七年二月十九日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

県の一般職員に準じ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等をしたいので、この案を提出するものである。

第三十九号議案

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第一条 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第六条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十条及び第二十条第二項において同じ。）」を加える。

第十条の次に次の二条を加える。

(在宅勤務等手当)

第十条の二 住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた職員には、管理者が定めるところにより、在宅勤務等手当を支給する。

第十四条第二項中「午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条第二項中「認められた日」の下に「及び管理者が定めるところにより、四週間を超えない範囲内で週を単位として管理者が定める期間ごとの期間につき常時勤務を要する職員の一週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」を、「十八日」の下に「（一月間の日数（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない場合にあっては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

第二十三条第一項中「、第十四条及び第十八条」を「及び第十四条」に改める。

第二十四条第一項中「、第八条」を削る。

第二十五条第一項中「、第十三条第二項及び第十七条」を「及び第十三条第二項」に、「特定任期付職員」を「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第七条第一項に規定する特定任期付職員

(次項において「特定任期付職員」という。)に改める。

(埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第八条」を削り、「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第六条及び第八条第二号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

令和七年二月十九日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

県の一般職員に準じ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等をしたいので、この案を提出するものである。

第四十号議案

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百三十一人」を「七百三十三人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

県立特別支援学校における過密状況の解消等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第四十一号議案

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第九条中「及び第九条」を削り、「これらの規定中行九級以上職員等及び行八級職員等」を「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員に関する部分並びに行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員」に改める。

第九条の二第二項中「八・三分の十」を「八・五分の十」に、「十一・三分の十三」を「十一・五分の十三」に改め、同項第一号中「百分の八・三」を「百分の八・五」に改め、同項第二号中「百分の十一・三」を「百分の十一・五」に改める。

第九条の五第一項第一号中「道路（以下この項から第三項まで）」を「道路（以下この条）」に改め、同条第二項第一号中「以下この号及び次項」を「次項及び第四項」に、「いう。」を「いう。」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「定める額」の下に「第九条の八第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される学校職員のうち、教育委員会規則で定める学校職員及び」を加え、同項第三号中「（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該学校職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と五万五千円との差額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、「（第一号）の下に「及び次項」を加え、「でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該学校職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金

等相当額」という。)

第九条の五中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が一以上ある場合においては、その合計額）の合計額が十五万円を超える学校職員の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、当該学校職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第九条の六第一項第二号中「第九条の七第一項」を「次条第一項」に改め、「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条において同じ。）」を加える。

第九条の七第三項中「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は教育委員会規則で定める法人その他の団体に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける学校職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける学校職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める学校職員に限る。）」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（在宅勤務等手当）

第九条の人住居その他これに準ずるものとして教育委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他教育委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた学校職員には、教育委員会規則で定めるところにより、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の額は、一箇月当たり三千円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第十一条の二中「地域手当の月額」の下に「、その月の勤務に対する在宅勤務等手当の額」を加える。

第十三条の三第二項中「午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」

を削る。

第十二条の十の見出し中「扶養手当」を「地域手当」に改め、同条中「扶養手

当」を削る。

第十二条の十一中「第九条、第九条の六、第十条の二及び第十条の三」を「及
び第九条」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)
教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,600	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	480,500
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	481,200
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	481,900
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	482,500
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	483,200
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	483,900
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	484,600
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	485,200
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	485,900
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	486,600
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	487,300
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	487,900
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	488,600
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	489,300
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	490,000
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	490,600
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	491,300
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	492,000

	86	301,000	383,300	437,500			40	265,700	313,000	382,100	433,900	492,700
	87	301,700	385,100	437,900			41	267,000	314,300	383,500	435,400	493,300
	88	302,400	386,400	438,300			42	268,000	316,200	385,000	436,900	494,000
	89	303,100	387,600	438,700			43	269,000	318,000	386,400	438,100	494,700
	90	304,000	388,900	439,000			44	269,900	319,700	387,800	439,300	495,400
	91	304,800	390,000	439,300			45	270,600	321,400	389,300	440,500	496,000
	92	305,600	391,200	439,500			46	271,400	323,300	390,900	441,800	
	93	306,100	392,400	439,800			47	272,200	325,000	392,500	443,000	
	94	306,900	393,500	440,100			48	273,000	326,700	393,900	444,200	
	95	307,700	394,700	440,400			49	273,800	328,400	395,100	445,300	
	96	308,500	395,900	440,600			50	274,600	330,200	396,500	446,500	
	97	309,200	397,300	440,800			51	275,300	332,000	397,900	447,700	
	98	310,000	398,300	441,100			52	276,100	333,700	399,200	448,900	
	99	310,800	399,300	441,400			53	276,900	335,400	400,400	450,100	
	100	311,500	400,300	441,600			54	277,700	336,700	401,600	451,300	
	101	312,300	401,200	441,800			55	278,500	338,000	402,900	452,500	
	102	313,200	402,200	442,100			56	279,300	339,300	404,200	453,700	
	103	314,100	403,300	442,400			57	280,000	340,800	405,500	454,800	
	104	314,900	404,400	442,600			58	280,600	342,400	406,800	455,400	
	105	315,500	405,100	442,800			59	281,400	343,900	408,200	455,900	
	106	316,300	406,000				60	282,300	345,500	409,400	456,400	
	107	317,100	406,900				61	283,100	347,000	410,600	456,900	
	108	317,900	407,800				62	283,700	348,600	412,000	457,500	
	109	318,600	408,600				63	284,500	350,200	413,400	458,000	
	110	319,000	409,400				64	285,200	351,700	414,700	458,500	
	111	319,400	410,200				65	286,200	353,200	415,900	459,000	
	112	319,900	411,000				66	287,000	354,800	417,100	459,600	
	113	320,400	411,600				67	287,800	356,400	418,400	460,100	
	114	320,800	412,300				68	288,500	357,900	419,800	460,600	
	115	321,300	413,000				69	289,200	359,400	421,100	461,100	
	116	321,700	413,700				70	290,000	361,000	422,300	461,700	
	117	322,200	414,300				71	290,800	362,600	423,300	462,200	
	118	322,700	414,800				72	291,500	364,100	424,500	462,700	
	119	323,100	415,200				73	292,200	365,600	425,700	463,200	
	120	323,600	415,500				74	292,900	367,200	426,800	463,800	
	121	324,100	415,800				75	293,600	368,800	428,000	464,300	
	122	324,500	416,100				76	294,200	370,300	429,000	464,800	
	123	325,000	416,400				定年前 再任用 短時間	294,800	371,800	430,100	465,300	
	124	325,500	416,600				勤務学 校職員	295,500	373,200	431,100	465,900	
	125	326,100	416,800				以外の 学校職 員	296,200	374,600	432,100	466,400	
	126	326,400	417,100				80	296,800	375,900	433,100	466,900	
	127	326,700	417,400				81	297,400	377,200	434,000	467,400	
	128	327,000	417,600				82	298,100	378,600	434,800	468,000	
	129	327,200	417,800				83	298,800	380,000	435,600	468,500	
	130	327,500	418,100				84	299,500	381,300	436,400	469,000	
	131	327,800	418,400				85	300,200	382,400	437,100	469,500	
	132	328,000	418,600									

別表第2 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の区分 号 級	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	455,800
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	456,300
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	456,800
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	457,300
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	457,800
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	458,300
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	458,800
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	459,300
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	459,800
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	460,300
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	460,800
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	461,300
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	461,800
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	462,300
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	462,800
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	463,300
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	

133	328,200	418,800			
134	328,400	419,100			
135	328,600	419,400			
136	328,900	419,600			
137	329,200	419,800			
138	329,400	420,100			
139	329,700	420,400			
140	330,000	420,600			
141	330,200	420,800			
142	330,400	421,100			
143	330,700	421,400			
144	330,900	421,600			
145	331,200	421,800			
146	331,400	422,100			
147	331,700	422,400			
148	332,000	422,600			
149	332,200	422,800			
150	332,400				
151	332,700				
152	333,000				
153	333,200				
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員	基 準 給料月額 円				
	238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考

- 1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

86	298,300	364,700	417,500	429,400			40	264,700	292,200	377,400	397,100
87	298,800	365,900	417,800	429,700			41	265,900	294,000	378,500	398,300
88	299,300	367,000	418,000	429,900			42	267,000	295,900	379,700	399,600
89	299,700	368,100	418,200	430,100			43	268,100	297,700	380,900	400,600
90	300,300	369,200	418,500	430,400			44	269,200	299,400	382,100	401,700
91	300,800	370,300	418,800	430,700			45	270,200	301,100	383,200	402,900
92	301,300	371,400	419,000	430,900			46	271,000	302,900	384,500	404,100
93	301,600	372,500	419,200	431,100			47	271,800	304,600	385,800	405,300
94	302,100	373,700	419,500	431,400			48	272,600	306,200	387,000	406,500
95	302,600	374,800	419,800	431,700			49	273,300	307,800	387,900	407,600
96	303,000	375,900	420,000	431,900			50	274,100	309,500	389,100	408,600
97	303,400	376,900	420,200	432,100			51	274,800	311,300	390,100	409,900
98	303,900	377,900	420,500	432,400			52	275,500	313,000	391,200	411,100
99	304,400	378,800	420,800	432,700			53	276,300	314,300	392,000	412,300
100	304,800	379,700	421,000	432,900			54	277,100	316,200	393,100	413,400
101	305,200	380,500	421,200	433,100			55	277,900	318,000	394,100	414,500
102	305,600	381,500	421,500	433,400			56	278,600	319,700	395,100	415,600
103	306,000	382,400	421,800	433,700			57	279,300	321,400	396,200	416,600
104	306,300	383,300	422,000	433,900			58	280,100	323,300	397,200	417,800
105	306,500	384,100	422,200	434,100			59	280,900	325,000	398,300	419,000
106	306,800	385,000					60	281,600	326,700	399,400	420,200
107	307,100	385,900					61	282,200	328,400	400,400	420,800
108	307,300	386,800					62	282,900	330,200	401,500	421,600
109	307,500	387,600					63	283,600	332,000	402,600	422,300
110	307,700	388,600					64	284,200	333,700	403,600	422,800
111	308,000	389,500					65	284,900	335,400	404,500	423,100
112	308,300	390,400					66	285,600	336,700	405,400	423,400
113	308,500	391,000					67	286,300	338,000	406,400	423,800
114	308,700	391,900					68	287,000	339,300	407,400	424,200
115	308,900	392,800					69	287,700	340,800	408,200	424,500
116	309,200	393,700					70	288,500	342,300	409,000	424,900
117	309,500	394,500					71	289,200	343,800	409,700	425,200
118	309,700	395,200					72	289,900	345,300	410,500	425,500
119	310,000	396,000					73	290,400	346,700	411,200	425,800
120	310,300	396,800					定年前	291,100	348,200	411,800	426,200
121	310,500	397,400					再任用	291,800	349,700	412,500	426,500
122	310,700	398,100					短時間	292,400	351,200	413,200	426,800
123	310,900	398,800					勤務学	293,000	352,600	413,800	427,100
124	311,200	399,400					校職員	293,700	354,100	414,500	427,400
125	311,500	400,000					以外の	294,300	355,600	415,000	427,700
126		400,700					学校職	294,900	357,100	415,600	427,900
127		401,200					員				
128		401,800									
129		402,400					81	295,500	358,500	416,000	428,100
130		403,000					82	296,100	359,800	416,400	428,400
131		403,500					83	296,700	361,100	416,700	428,700
132		404,000					84	297,300	362,300	417,000	428,900
							85	297,800	363,500	417,200	429,100

別表第3（第5条関係）

学校栄養職給料表

職員の区分 号 級	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700

定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員	基 準 給料月額				
	229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

- 1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	86		294,100	331,700	352,500			40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800
	87		294,300	332,000	352,800			41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800
	88		294,500	332,300	353,100			42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800
	89		294,900	332,600	353,500			43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800
	90		295,100	332,800	353,800			44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700
	91		295,300	333,200	354,100			45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500
	92		295,500	333,500	354,400			46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300
	93		295,900	333,700	354,700			47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200
	94		296,100	334,000	355,100			48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000
	95		296,300	334,300	355,500			49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500
	96		296,600	334,600	355,900			50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300
	97		296,900	334,800	356,400			51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100
	98		297,100	335,100	356,800			52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900
	99		297,300	335,400	357,200			53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300
	100		297,600	335,600	357,600			54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000
	101		297,900	335,800	358,100			55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700
	102		298,100	336,000				56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300
	103		298,300	336,400				定年前 再任用	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700
	104		298,600	336,600				短時間	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200
	105		298,900	336,800				勤務学 校職員	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800
	106			337,200				以外の 学校職 員	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400
	107			337,600				61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800
	108			338,000				62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300
	109			338,200				63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800
								64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300
定年前		基 準 給料額	基 準 給料額	基 準 給料額	基 準 給料額	基 準 給料額		65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900
再任用		円	円	円	円	円		66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400
短時間		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300		67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000
勤務学 校職員								68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600
備考		この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。											

	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
定年前	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
再任用	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
短時間	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
勤務学 校職員	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
以外の 学校職 員	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	

別表第4（第5条関係）

事務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500

定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員	基 準 給料月額 円						
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				
93	258,100	299,200	348,400				
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200					
111		304,600					
112		304,900					
113		305,100					
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第二条 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条 第七項中「支給される」の下に「在宅勤務等手当、」を加える。
(学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則第九項中「、第九条、第九条の六、第十条の二並びに第十条の三」を「並びに第九条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表の適用を受けていた学校職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けっていた号給（同表において「旧号

給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした学校職員及び埼玉県教育委員会(以下この項、附則第七項及び附則第八項において「教育委員会」という。)の定めこれに準ずるものとした学校職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年埼玉県条例第号)附則第四項の規定(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員並びに行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして委員会規則で定める職員に関する部分に関する部分を除く。)は、学校職員の扶養手当について準用する。

(単身赴任手当に関する経過措置)

5 第一条の規定による改正後の給与条例第九条の七第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける学校職員となつた者にも適用する。

(再任用学校職員へのべき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

6 切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務学校職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)及び暫定再任用学校職員(学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年埼玉県条例第三十八号)附則第三項に規定する暫定再任用学校職員をいう。)(以下これらをこの項において「再任用学校職員」という。)に対して適用されることとなる給与条例第十条の三の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用学校職員又は切替日以後に同項に規定する学校等の移転があつた再任用学校職員について適用する。

(教育委員会への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(人事委員会との協議)

8 この条例に基づき教育委員会が定める事項については、あらかじめ埼玉県人事

委員会と協議するものとする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

9
職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のようにより改正する。

第二十七条の表第十二条の十一の項中「、第九条、第九条の六、第十条の二及び第十条の三」を「及び第九条」に改める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

イ 教育職給料表(1)の適用を受ける学校職員

旧号給	新号給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	30
47	35	31	31
48	36	32	32
49	37	33	33
50	38	34	34
51	39	35	35
52	40	36	36

53	41	37	37
54	42	38	38
55	43	39	39
56	44	40	40
57	45	41	41
58	46	42	42
59	47	43	43
60	48	44	44
61	49	45	45
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

□ 教育職給料表(2)の適用を受ける学校職員

旧号給	新号給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	34
51	39	39	35
52	40	40	36
53	41	41	37

110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

111	99	99	
112	100	100	
113	101	101	
114	102	102	
115	103	103	
116	104	104	
117	105	105	

54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94	94	
107	95	95	
108	96	96	
109	97	97	
110	98	98	

54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	
87	83	83	
88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	
93	89	89	
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		

ハ 学校栄養職給料表の適用を受ける学校職員

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45

ニ 事務職給料表の適用を受ける学校職員

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41

111	107		
112	108		
113	109		

令和七年一月十九日提出
埼玉県知事
大野元裕

111	107			
112	108			
113	109			

54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			

提 案 理 由

令和六年十月十七日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の給与についての勧告等を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等をしたいので、この案を提出するものである。

第四十二号議案

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

学校種別	職員種別	時制の課程に限る。)	県立及び市町村立高等学校（定期授学校	県立及び市町村立特別支援学校	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	市町村立小学
県立高等学校及び市町村立高等学校（定期授学校	校長及び教員（副校长、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	七、七五二人	一、三四九人	五、一五人	四、八四七人	九、六七六人	一、七、四二二人
県立及び市町村立特別支援学校							
県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）							
市町村立小学（義務教育学校の前期課程を含む。）							

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、七五二人」とあるのは「七、八一人」と、「九、六七六人」とあるのは「九、七八〇人」とする。

令和七年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第四十三号議案

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立浦和工業高等学校の項中「埼玉県立浦和工業高等学校」を「埼玉県立大宮科学技術高等学校」に、「桜区西堀五丁目千二百七十番地一」を「北区本郷町千九百七十番地」に改め、同表埼玉県立大宮工業高等学校の項及び埼玉県立皆野高等学校の項を削り、同表埼玉県立和光高等学校の項中「埼玉県立和光高等学校」を「埼玉県立和光国際高等学校」に、「新倉三丁目二十二番一號」を「広沢四番一号」に改め、同表埼玉県立越生高等学校の項中「埼玉県立越生高等学校」を「埼玉県立越生翔桜高等学校」に改め、同表埼玉県立八潮高等学校の項中「埼玉県立八潮高等学校」を「埼玉県立八潮フロンティア高等学校」に、「大字鶴ヶ曽根六百五十番地」を「大字南川崎字根通五百十九番地一」に改め、同表埼玉県立岩槻北陵高等学校の項、埼玉県立鳩山高等学校の項、埼玉県立八湖南高等学校の項及び埼玉県立和光国際高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和七年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

県立高等学校十二校の統合及び名称変更をしたいので、この案を提出するものである。

第四十四号議案

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「日をいう」を「日（第三項及び第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同項ただし書中「、第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員（埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）で定める者に限る。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、県教育委員会規則の定めるところにより、週休日を設けることができ」を削り、同条第三項中「（県教育委員会規則）を「（埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）」に改め、「始業及び終業の時刻について」を削り、「考慮して」及び「なるよう」の下に「、第一項の規定による週休日のほかに当該学校職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加える。

第六条中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、学校職員に第四条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第七条第二項を次のように改める。

2 教育委員会は、次に掲げる場合には、県教育委員会規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

一 職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要があるとき。

二 学校職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

第九条第四項及び第五項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十七条第一項中「定める者」の下に「（第十七条の三第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十七条の二の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等）

第十七条の三 教育委員会は、学校職員が配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、学校職員に対し、当該学校職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならぬ。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十七条の四 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 学校職員に対する介護両立支援制度等の研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

- 第六条第三項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「同条第一項」の下に「又は学校職員勤務時間条例第四条第三項及び学校職員勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項」を加える。

（学校職員の給与に関する条例の一部改正）

3 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

- 第十三条の三第一項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「週休日」の下に「若しくは勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

4 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十六項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「同条第一項」の下に「又は学校職員勤務時間条例第四条第三項及び学校職員勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項」を加える。

(学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

5 学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

(学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第六条第一項第三号中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「基づく週休日」の下に「、同条例第四条第三項若しくは同条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を、「以下」の下に「この項においてこれらの日を」を加える。

(調整規定)

6 この条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第 号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一項を改正する条例によつてまず改正され、次いでこの条例によつて改正されるものとする。

令和七年二月十九日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、及び令和六年十月十七日付で埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、学校職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象となる学校職員の範囲を拡大する等したいので、この案を提出するものである。

第四十五号議案

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百八十九人」を「二百九十三人」に、「六百八十人」を「六百九十一人」に、「六千九百二十六人」を「七千三十二人」に、「三千六百二十九人」を「三千六百八十三人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年二月十九日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

警察事務の増大に伴い、警察官の階級別の定数を改定したいので、この案を提出するものである。